

令和4年7月25日

第13回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第 13 回指宿市農業委員会会議録

- 1 令和 4 年 7 月 25 日(月) 午後 2 時 00 分～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3 階会議室）

議事日程

- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 報告第 2 号 農用地あっせん申出の取下げについて
- 議案第 1 号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画（利用権設定分）の許可取消について
- 議案第 2 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について
(所有権設定分)
(利用権設定分)
- 議案第 3 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定について
- 議案第 4 号 「農地法第 4 条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定について
- 議案第 5 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定について
- 議案第 6 号 農用地あっせん申出について
- その他

1 出席委員

農業委員

1 番 蓑 田 六 雄	2 番 松 木 茂 久	3 番 田 中 健 一
4 番 西 山 昭 二	5 番 澤 山 建 志	6 番 西 川 路 利 広
	8 番 田 代 繁 樹	9 番 永 吉 正 文
10 番 内 藪 光 弘	11 番 西 村 久 則	12 番 徳 留 幸 信
13 番 井 手 康 則	14 番 奥 村 祐 樹	15 番 井 元 清 八 郎
16 番 前 田 真 津 美		18 番 濱 田 保
19 番 川 畑 ゆ り え		

農地利用最適化推進委員

28 番 物 袋 唱 二

1 小委員長

8 番 田 代 繁 樹

1 欠席委員

17 番 生 川 裕 也

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長

西 村 里 志

農地総務係長

前 村 修

主幹兼振興係長

濱 田 真 也

振興係主査

向 吉 真 一

振興係主事

今 吉 蓮 樺

人・農地プラン推進室 主幹兼推進係長

前 田 昭 市 (農業委員会事務局振興担当主幹)

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局農地総務係長

前 村 修

1 開会 午後2時00分

事務局	<p>全員、ご起立ください。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。</p>
議長	<p>ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第13回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「12番委員」と「13番委員」を指名いたします。 早速、議題に入ります。 報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についての説明をいたします。 議案書の1ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。</p>
議長	<p>ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、報告第2号農用地あっせん申出の取下げについてを、議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。</p>
事務局	<p>報告第2号農用地あっせん申出の、取下げについての説明をいたします。 議案書の4ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 取下げ理由は、買い手が見つかり、あっせんの必要がなくなったためです。</p>
議長	<p>ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、議案第1号経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る利用権設定分の許可取消についてを、議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第1号経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る利用権設定分の、許可取消についての説明をいたします。 議案書の7ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明)</p>

当該農地は、令和4年6月24日開催の第12回委員会において、経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の利用権設定が承認されましたが、今回、貸人の親族より取消の申出があったものです。取消理由は、総会日直前に、貸人が死亡していたためです。

議長

ただいま事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号についてご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第2号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分を議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案書の8ページをお開きください。

今月の議案第2号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についての所有権移転分は、2件でございます。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

今回の所有権移転分につきましては、すべて経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると思われま。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第2号のうち、所有権移転分については一括審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第2号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することに決定いたします。

事務局

次に、議案第2号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち、利用権設定分を議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

今月の議案第2号、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定についてのうち、利用権設定分は、議案書の9ページから22ページまでの40件で、うち新規が36件、再設定が4件となっています。

また、農地中間管理事業の利用権設定8件につきまして、鹿児島県地域振興公社の借受議案の後は、農家への転貸議案となります。

議案書の9ページをお開きください。

(番号1を議案書のとおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

なお、22ページの総合計は、78筆、71,135㎡で農地中間管理事業の重複分を除くと、68筆、62,630㎡となっています。

今回の利用権設定分につきましては、すべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

ただいま事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第2号のうち利用権設定分の1番と2番について、ご審議願います。

この1番と2番につきましては、会議規則第25条の規定により、6番委員の退席を求めます。

(6番委員の退席を確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第2号のうち、利用権設定分の1番と2番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご審議なしと認めます。

よって、議案第2号のうち、利用権設定分の1番と2番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(6番委員の復席を確認)

次に、議案第2号のうち、利用権設定の3番について、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定に基づき議長を降り、退席いたします。

2番委員	<p>(議長退席 2番委員と議長を交代)</p> <p>1番委員に代わりまして、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。</p> <p>それでは、議案第2号のうち利用権設定分の3番について、ご審議願います。</p>
委員 議長	<p>ご質疑、ご意見はございませんか。</p> <p>「なし」の声あり。</p> <p>議案第2号のうち利用権設定分の3番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか</p>
委員 議長	<p>「異議なし」の声あり。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号のうち利用権設定分の3番については、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>利用権設定3番の審議が終了しましたので、1番委員と議長を交代いたします。</p>
議長	<p>(1番委員復席 議長交代)</p> <p>次に、議案第2号のうち利用権設定分の4番から6番について、ご審議願います。</p> <p>これにつきましても会議規則第25条の規定により、19番委員の退席を求めます。</p>
委員 議長	<p>(19番委員の退席を確認)</p> <p>ご質疑、ご意見はございませんか。</p> <p>「なし」の声あり。</p> <p>議案第2号のうち利用権設定分の4番から6番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p>
委員 議長	<p>「異議なし」の声あり。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号のうち利用権設定分の4番から6番については、原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
	<p>(19番委員の復席を確認)</p> <p>次に、議案第2号のうち利用権設定分の7番から12ページ14番について、ご審議願います。</p> <p>この7番から14番については、新規就農者3名に関する案件であり、地区担当委員による営農状況等の調査を行っていますが、会の進行を優先するため事務局による一括報告といたします。</p> <p>それでは、新規就農者について、事務局から報告いたします。</p>

事務局

申請者、土地の所在、地目、面積等については、議案にお示しのとおりです。

また、営農計画書については、資料の1ページから3ページに掲載していますので、併せてご覧ください。

まず、7番から10番につきましては、5番委員と24番委員に調査を行っていただきました。

申請人は運送会社に勤めていましたが、親が観葉植物を栽培していることから以前より農業に興味があり、このたび新規就農者となりました。

農機具等は、主に義父から借用したものを使用し、栽培技術、機械の操作については、親族から教わるため問題はありません。

栽培品目としては、オクラ、スナップエンドウを中心に、年間販売高440万円を目指しています。

作業に従事するのは、基本的には1人ですが、繁忙期には親戚の手伝いをもらうとのことです。

なお、営農計画書を資料の1ページに添付していますので、ご参照ください。

次に、11番につきましても、5番委員と24番委員に調査を行っていただきました。

申請人は宿泊施設に勤務していましたが、両親の後継者となるために22年前に就農し、今回の申請で初めて30aを超えるため新規就農者となりました。

作業に従事するのは、基本的に本人と妻、母の3人です。

農機具等は自己所有のものを使用し、栽培技術、機械の操作については、長年の経験から、特に問題はありません。

栽培品目としては、オクラ、スナップエンドウを中心に、年間販売高400万円を目指しているとのことです。

なお、営農計画書を資料の2ページに添付していますので、ご参照ください。

次に、12番から14番につきましては、13番委員と32番委員に調査を行っていただきました。

申請人は会社員でしたが、農業を営む祖父の体調が悪くなったことから、農業を志し、このたび新規就農者となりました。

農機具等は、自己所有のものを使用し、栽培技術、機械の操作については、親戚に教わるため、問題はありません。

栽培品目としては、オクラ、実エンドウを中心に年間販売高200万

円を目指しているとのことです。

なお、営農計画書を資料の3ページに添付していますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ただいま、事務局の説明のとおりであります。

 それでは、議案第2号のうち利用権設定分の7番から14番についてご審議願います。

 ご質疑、ご意見はございませんか。

15番委員 7番と8番が使用貸借となっていますが、何か理由がありますか。

事務局 契約内容が管理のみであるため、使用貸借権を結んでおります。

3番委員 11番の新規就農者の営農計画について、現在の経営状況と今後の計画等を見比べてみますと、何か効率が悪いような気がします。何か理由がありますか。

事務局 現在の経営状況等について、再度聞き取りを行い内容の確認をしたいと思えます。

議長 ほかにご質疑、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第2号のうち利用権設定分の7番から14番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

 よって、議案第2号のうち利用権設定分の7番から14番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

 (※15番から18番については、審議前の取下げ依頼により未審議。)

 次に、議案第2号のうち利用権設定分の19番から22ページ44番までについては、一括審議願います。

 ご質疑、ご意見はございませんか。

15番委員 26番の賃借料46,642円については、高いと思いますが、理由を教えてください。

 次に、39番と40番について、使用貸借権の設定となっていますが、何か理由がありますか。

事務局 26番については、6連棟のハウスがあるため、他よりも高額となっています。

 39番と40番については、どちらも管理のみの契約であるため、使用貸借権の設定となっています。

議長
委員
議長

ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
「なし」の声あり。
議案第2号のうち利用権設定分の19番から44番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。
ご異議なしと認めます。
よって、議案第2号のうち利用権設定分の19番から44番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定についてを、議題といたします。
これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

8番委員

7月11日の転用調査時に、私と11番、28番委員と事務局2名の計5名で現地聞き取り調査を行いましたので、ご報告いたします。
申請に基づき、現地確認と聞き取り調査を行った結果、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおります。
1番から8番は売買、9番と10番は知人への贈与による申請であります。
いずれの申請地も、面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響もないと思われまます。
以上の案件に係る、農地法第3条第2項の各号の判断につきましては、別添の農地法第3条調書のとおりでございますが、全ての案件について、前述の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。
最後に農地法第3条調書、位置図、字図につきましても、資料の5ページから32ページに添付しておりますので、ご参照いただきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。
それでは、議案第3号については、一括審議願います。
ご質疑、ご意見はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。
議案第3号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。
ご異議なしと認めます。
よって、議案第3号農地法第3条の規定による、許可申請に係る決定

については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

8番委員

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

まず、番号1番ですが、転用目的は、食品加工場です。資料の33ページをお開きください。

申請地は、 から南へ110m行った農地で、東は市道、それ以外は雑種地に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅の用に供する施設等が連たんしている区域内にある農地であることから、第3種農地の市街地内農地に該当します。

申請人は、隣接地で食品の加工・販売を営む法人で、令和4年6月9日付で、時効取得により所有権移転された申請地に、食品加工場を建築する計画です。

なお、隣接する雑種地と一体利用し、総面積は5,763.71㎡になる予定です。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。隣接する農地はなく、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号2番ですが、転用目的は、貸資材置場です。資料の34ページをお開きください。

申請地は、 から北西へ290m行った農地で、東と北は畑、西は5条許可地、南は雑種地に接しています。

農地区分・許可事項については、10ヘクタール以上の広がりのある農地の区域内にある農地であることから、第1種農地に該当しますが、不許可の例外である既存施設の拡張に該当します。

申請人は、自己所有の申請地に、貸資材置場を整備し、隣接地でリース業を営む法人へ貸借する計画ですが、既に着工していたことから、今回、始末書が提出されています。

以上報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

15番委員
事務局

それでは、議案第4号については一括審議願います。
ご質疑、ご意見はございませんか。

2番の2mの切土を行う理由は、隣接地と一体利用するためですか。
はい、そうです。申請地の農地と隣接する既存施設との間に高低差がありましたので、既存施設の高さに合わせ付けるために2mの切土を行います。

議長
委員
議長

ほかにご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第4号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

8番委員

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

まず、番号1番ですが、転用目的は、通路・駐車場です。資料の35ページをお開きください。

申請地は、XXXXXXXXXXから南西へ1.1km行った農地で、東は里道、西は宅地、南は田、北は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、中山間地域等に存在する、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地のその他の農地に該当します。

申請人は、申請地に隣接する住宅を購入予定であり、申請地を取得し、通路、駐車場を整備する計画ですが、既に着工していたことから、今回、始末書が提出されています。

土地の形状については現状で、新たに構造物等の建設も行わないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号2番ですが、転用目的は一般住宅です。資料の36ページ

をお開きください。

申請地は、 から西へ800m行った農地で、東は市道、西は雑種地、南と北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅の用に供する施設等が連たんしている区域内にある農地であることから、第3種農地の市街地内農地に該当します。

申請人は、現在の住居における生活が不便であることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。隣接する農地はなく、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号3番ですが、転用目的は、貸駐車場です。資料の37ページをお開きください。

申請地は、 から北東へ350m行った農地で、東と西は宅地、南は里道、北は畑に接しています。

農地区分、許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、申請地の隣に居住しており、周辺に一般住宅が多く、駐車場の需要が見込めることから、申請地を取得し、貸駐車場を整備する計画です。

土地の形状については30cmほど盛土し、土留工事を行う予定です。構造物を建設する計画はなく、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も、特に認められませんでした。

次に、番号4番ですが、転用目的は駐車場です。資料の38ページをお開きください。

申請地は、 から南へ320m行った農地で、東は市道、西と北は畑、南は県道に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、申請地近くで土木建築業等を営む法人で、現在、従業員用駐車場を近隣で賃借していることから、申請地を取得し、従業員及び来客用の駐車場を整備する計画です。

土地の形状については現状で、境界ブロックは設置済みです。構造物

の建築は行わないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、5番ですが、転用目的は堆肥舎です。資料の39ページをお開きください。

申請地は、 から北西へ540m行った農地で、東は用悪水路、それ以外は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内の農地ではありますが、令和3年12月27日付で、農業用施設用地として用途区分変更がされていることから、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当します。

申請人は、申請地の隣で養豚業等を営む法人であり、経営の規模拡大に伴い既存施設が手狭になったことから、新たに堆肥舎を建築する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第5号についても、一括審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

15番委員 1番について、譲受人が代表者と外4名となっておりますが、非常に珍しいケースだと思います。もう少し詳しく教えてください。

事務局 5名のうち3名が指宿市内在住で、残り2名は指宿市外の方になります。

議長 ほかにご質疑、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第5号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第6号農用地あっせん申出についてを、議題といたします。

事務局
事務局に議案の説明を求めます。
議案書の29ページをお開きください。
議案第6号農用地あっせん申出の売渡・貸付をご説明します。
今月は、売渡申出が4件でございます。
(番号1を議案書どおり読み上げ説明)
以下については、お目通しください。
なお、見取図、地籍図につきましては、資料の40ページから47ページに掲載しています。
続きまして、買受・借受希望をご説明します。議案書は31ページになります。
今月は、買受申出1件でございます。
(番号1を議案書どおり読み上げ説明)
以下については、お目通しください。
以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長
ただいま、事務局の説明のとおりであります。
それでは議案第6号について、ご審議願います。
ご質疑、ご意見はございませんか。

委員
「なし」の声あり。

議長
このあっせん申出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。

事務局
それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げます。
売渡・貸付から申し上げますので、議案書の29ページをお開きください。
番号1は25番委員と6番委員。
番号2は27番委員と8番委員。
番号3は24番委員と5番委員。
引き続き、買受・借受希望について申し上げます。議案書の31ページをお開きください。
番号1は22番委員と4番委員。
以上、事務局案として提案いたします。
皆様のご審議をお願いいたします。

議長
ただいま、事務局案が発表されました。
それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。

	(各委員了解あり)
	それでは、議案第6号は原案のとおり承認することとし、あっせん委員は、事務局案のとおり決定いたします。
	本日の議題は、これで終了いたしました。
	ほかにはございませんか。
3番委員	あっせん申出の取下げ件数が多いと思いますが、何か理由がありますか。
事務局	理由としましては、申出人の意向による取下げや3条申請への意向切り替えなどが挙げられます。
	また、担い手農家が取得したい適度な広さの農地が無かったということも理由になります。
15番委員	農業委員会だよりに、相続登記申請の義務化に関する記事を載せてありますが、今後も未相続登記に関する新しい情報が入りましたら、逐一載せてください。
事務局	わかりました。
議長	ほかになければ、その他に入ります。
	その他について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、その他についてご説明いたします。議案書の32ページをご覧ください。
	その他（議案書32ページを参照して説明）
	1. 一時使用届出について
	2. 7月の行事報告
	3. 8月の行事予定等
	4. その他
	(1) 令和4年度農業次世代人材投資事業における就農状況調査について
	(2) 農業経営基盤強化促進法の一部改正による今後のスケジュールについて
議長	ほかにはございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	ほかにはないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。
	これをもちまして、第13回指宿市農業委員会を閉会いたします。
事務局	全員ご起立ください。
	一同礼。

(閉会 午後3時28分)

指宿市農業委員会会長 蓑田 六雄

議事録署名委員 12番委員

議事録署名委員 13番委員
